

国定公園の事務処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第12号

国定公園の事務処理に関する規則の一部を改正する規則

国定公園の事務処理に関する規則（平成22年静岡県規則第30号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (国定公園事業の執行の認可の審査基準) | (国定公園事業の執行の認可の審査基準) |
| 第2条 (略) | 第2条 (略) |
| (1) (略) | (1) (略) |
| (2) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行の内容からみて適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。 | (2) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行の内容からみて適正であり、 <u>国定公園の利用のための施設（以下「利用施設」という。）</u> にあつては安全性及び利用上の快適性が確保されていること。 |
| (3)・(4) (略) | (3)・(4) (略) |
| (5) <u>国定公園の利用のための施設</u> に関する事業については、特定の団体又はその構成員等の利用を目的とするものでないこと。 | (5) <u>利用施設</u> に関する事業については、特定の団体又はその構成員等の利用を目的とするものでないこと。 <u>ただし、知事が別に定めるものについては、この限りでない。</u> |
| (6)～(9) (略) (改善命令の基準等) | (6)～(9) (略) (改善命令の基準等) |
| 第5条 (略) | 第5条 (略) <u>(譲渡による国定公園事業の承継の承認の審査基準)</u> |
| | 第6条 <u>法第12条第1項（法第16条第4項において準用する場合に限る。）の承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。</u> |
| | (1) <u>承継後の公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。</u> |
| | (2) <u>譲受人が、公園施設を適切に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。</u> |
| | (3) <u>利用施設に関する事業については、特定の団体又はその構成員等の利用を目的とす</u> |

(合併又は分割による国定公園事業の承継の承認の審査基準)

第6条 法第12条第1項 (法第16条第4項において準用する場合に限る。)の承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。

(1) 国定公園事業者である法人の合併又は分割により、申請者に当該国定公園事業の全部が承継されていること。

(2)～(4) (略)

(相続による国定公園事業の承継の承認の審査基準)

第7条 法第12条第2項 (法第16条第4項において準用する場合に限る。)の承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。

(1)～(4) (略)

(認可の取消しに当たっての手続)

第8条 (略)

(原状回復命令等の基準等)

第9条 (略)

(代執行に当たっての手続)

第10条 (略)

るものでないこと。ただし、知事が別に定めるものについては、この限りでない。

(4) 譲受人が、国定公園事業の執行に必要な土地、建物等を国定公園事業の用に供する権原を有していること。

(5) 国定公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、譲受人が当該処分を受ける見込みがあること。

(6) 客観的な資料により申請事項が事実であることを確認できること。

(合併又は分割による国定公園事業の承継の承認の審査基準)

第7条 法第12条第2項 (法第16条第4項において準用する場合に限る。)の承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。

(1) 法第16条第2項の規定による協議をした者又は同条第3項の認可を受けた者 (以下「国定公園事業者」という。)である法人の合併又は分割により、申請者に当該国定公園事業の全部が承継されていること。

(2)～(4) (略)

(相続による国定公園事業の承継の承認の審査基準)

第8条 法第12条第3項 (法第16条第4項において準用する場合に限る。)の承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。

(1)～(4) (略)

(認可の取消しに当たっての手続)

第9条 (略)

(原状回復命令等の基準等)

第10条 (略)

(代執行に当たっての手続)

第11条 (略)

(原状回復等を命ずべき者が不明の場合の
手続)

第11条 第9条第1項各号に掲げる要件に適合
する場合であつて、過失がなく原状回復等
を命ずべき者を確知することができないとき
は、知事は、法第15条第2項(法第16条第4
項において準用する場合に限る。次項におい
て同じ。)の規定に基づき原状回復等を行うも
のとする。

2～4 (略)

(生態系維持回復事業の確認又は認定の審査
基準)

第12条 (略)

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又
は認定の審査基準)

第13条 (略)

(認定の取消しに当たつての手続)

第14条 (略)

(原状回復等を命ずべき者が不明の場合の手
続)

第12条 第10条第1項各号に掲げる要件に適合
する場合であつて、過失がなく原状回復等
を命ずべき者を確知することができないとき
は、知事は、法第15条第2項(法第16条第4
項において準用する場合に限る。次項におい
て同じ。)の規定に基づき原状回復等を行うも
のとする。

2～4 (略)

(生態系維持回復事業の確認又は認定の審査
基準)

第13条 (略)

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又
は認定の審査基準)

第14条 (略)

(認定の取消しに当たつての手続)

第15条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。